

平成 24 年 3 月 25 日
広 域 防 災 局

日本原子力発電(株)・(独法)日本原子力研究開発機構との覚書の合意について

1 関西電力との覚書との相違点

両者とも、原子力発電または原子力に関する研究開発を事業目的としているため、エネルギー対策に関する部分を規定から外した。

2 締結時期について

3 月中に締結できるよう両者と調整中。

3 覚書の概要

覚書では、日本原子力発電及び日本原子力研究開発機構と関西広域連合が、安全確保にかかる通報連絡・情報共有に関して、以下の内容に取り組むことを規定する。

- 日本原子力発電及び日本原子力研究開発機構は、安全確保に万全の措置を講じること
- 日本原子力発電及び日本原子力研究開発機構は、地震等による原子力発電所・原子炉施設での非常事態や放射性物質による周辺での異常発生等の事態が発生した場合、直ちに関西広域連合に連絡すること
- 日本原子力発電及び日本原子力研究開発機構と関西広域連合の定期的な情報共有の場を設定すること